

# ヘイトスピーチは許されない

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」2016年施行）は、ヘイトスピーチは「許されない」と宣言しました。

綾部市は、この法律の趣旨や責務を踏まえ、市の公の施設等で、ヘイトスピーチが行われることを防止するため、「綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」において、使用制限の要件や手続等を明らかにしています。（令和元年10月1日施行）

その中で、施設の使用を承認又は許可していても、下記の条件に反した場合は、使用の中止を申し入れるほか、以後の市施設の使用に際し、承認又は許可ができなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

ア このガイドラインによる「不当な差別的言動」を行わないこと

イ アの条件に違反することが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合は、承認又は許可を取り消すことがあること

## ○ヘイトスピーチ（不当な差別的言動）とは

### ヘイトスピーチ解消法 第2条（定義）から

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

ヘイトスピーチを許さず、互いを認め合う社会をつくりましょう！

綾 部 市